

漁港の活性化のための 施設整備の円滑化に ついて

農林水産省

目 次

- 1 . 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
における「漁港施設」の規程について
- 2 . 国庫補助事業により取得した漁港施設用地の
有効利用について（平成13年10月1日13
水港第2558号水産庁漁港漁場整備部長通
知）について
- 3 . 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律（昭和30年法律第179号）の規程につ
いて

1. 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）における「漁港施設」の規程について

○ 漁港漁場整備法（抄）（昭和25年法律第137号）

（漁港の意義）

第2条 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第6条第1項から第4項までの規定により指定されたものをいう。

（漁港施設の意義）

第3条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

分 類		漁 港 施 設 名
基本 施設	外 郭 施 設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
	係 留 施 設	岸壁、物揚場、係留浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場
	水 域 施 設	航路及び泊地
機 能 施 設	輸 送 施 設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
	航 行 補 助 施 設	航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
	漁 港 施 設 用 地	各種漁港施設の敷地
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
	補 給 施 設	漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設
	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設
	漁獲物の処理、 保蔵及び加工施設	荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場
	漁業用通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所
	漁 港 厚 生 施 設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設
	漁 港 管 理 施 設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設
設	漁 港 浄 化 施 設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
	廃 油 処 理 施 設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設
	廃 船 処 理 施 設	漁船の破砕その他の処理のための施設
	漁港環境整備施設	広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設

（漁港施設の処分の制限）

第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によつてする場合は、この限りでない。

2 漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認める場合には、前項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。

3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

2. 国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について（平成13年10月1日13水港第2558号水産庁漁港漁場整備部長通知）について

13水港第2558号
平成13年10月1日

都道府県知事 殿

水産庁漁港漁場整備部長

国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について

近年の我が国周辺水域における水産資源の悪化等により、漁獲量の減少、漁業担い手の減少・高齢化の進行等漁業地域の活力の低下を招いている現状にあり、国庫補助事業により取得した漁港施設用地（以下「公共施設用地」という。）の未利用・低利用がみられ、会計検査院及び行政監察局（現総務省）からその利活用について指摘を受けているところである。

また、政府関係機関から公共施設に関し、「補助対象資産の有効利用」や「公共施設の有効利用の観点から目的外使用を促進のため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等を弾力的に見直す」等の勧告等がなされている。

このことから、下記の場合にあっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分の承認を受けて、漁業地域の振興・活性化のために公共施設用地の有効利用を図るものとする。

なお、貴管下関係市町村長に対し、当該取扱いについて周知徹底の上遺漏ないよう配慮願いたい。

記

1 公共施設用地の施設整備

当該漁港において「漁港施設用地等利用計画の策定について」（平成2年3月15日付け2水港第40号水産庁長官通知）に基づく漁港施設用地等利用計画（以下「利用計画」という。）に基づく公共施設用地の整備が全て完了し、その用地について供用開始後原則10年以上経過して、利用計画に基づく漁港施設の整備が見込まれず、又は利用計画の縮小により未利用・低利用となっている公共施設用地を、次に掲げる施設の用地に供する場合

- (1) 「漁港利用調整事業実施要領の策定について」（昭和62年8月31日付け62水港第2614号農林水産事務次官依命通知）第3の5から11までの施設
- (2) 「水産業振興総合対策事業関係等補助金交付要綱」（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の経費欄に掲げる漁港施設以外の施設
- (3) 公共用又は公用施設（水産業及び漁業地域の振興を図る施設）
- (4) その他農林水産大臣が特に認める場合

2 地方公共団体等以外による公共施設用地の漁港施設整備

公共施設用地に係る国の補助金等の交付の対象とするものの取扱いは、「漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の取扱いについて」（昭和33年12月3日付け33水生第6563号水産庁長官通知）により地方公共団体又は水産業協同組合（漁業生産組合、共済水産業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会を除く。）（以下「地方公共団体等」という。）が管理する漁港施設の敷地に係るものとしているが、地方公共団体等による利用計画に基づく漁港施設の整備がされず、かつ、将来も整備する予定がなく、その用地について供用開始後原則10年以上経過している場合において、社団法人、財団法人、第三セクター又は中小企業等協同組合が当該漁港施設を整備する場合

3. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
の規程について

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）（昭和30年法律第179号）

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）（昭和30年政令第255号）

（処分を制限する財産）

第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- （1）不動産
- （2）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- （3）前2号に掲げるものの従物
- （4）機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- （5）その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認め
て定めるもの